

契 約 書

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

社会福祉法人 徳宗福祉会

ショートステイ 香照苑

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護利用契約書

様（以下「利用者」という。）と短期入所生活介護事業所（以下「事業者」という。）は、契約者がショートステイ香照苑（以下「事業所」という。）において、事業者が、利用者に対して行う、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所者生活介護等」という。）について、次のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法及び関係法令の趣旨を遵守し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、短期入所生活介護等のサービスを提供することを目的とし、利用者は、事業者に対し、そのサービスについての料金を支払うものとします。

第2条（契約期間）

この契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。

- 2 契約満了の2日前までに、利用者より事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況と希望を踏まえて「居宅サービス計画」に沿って、「短期入所生活介護計画、又は「介護予防短期入所生活介護計画」（以下「短期入所生活介護計画等」という。）を作成します。事業者は、この「短期入所生活介護計画等」の内容を、利用者及びその家族に説明し、同意を得るものとします。

第4条（サービス提供の記録）

事業者は、短期入所生活介護等の利用状況、実施内容などのサービス提供を記録し、必要な場合は、家族と連絡を取ります。

- 2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。

第5条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として、「重要事項説明書」に定める、利用単位毎の料金を基に計算された、月ごとの利用料金の合計額を、事業者に支払います。
- 2 利用料金の支払方法は、原則として、預金口座自動引落とし方式とします。但し、特別な事由のある方は、ご相談させていただきます。

第6条（サービスの中止）

- 1 利用者は、健康上の理由やその他の事由により、サービスの中止を申し入れることができます。
但し、次のとおり連絡していただきます。尚、キャンセル料は発生いたしません。
 - （1）事業者へは、サービス提供日前日の午後5時30分までにご連絡ください。
 - （2）体調不良等で、やむを得ない事情が発生した場合、当日の朝、午前9時までにご連絡ください。
- 2 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、短期入所生活介護等の実施が困難と判断した場合は、サービスを中止することができます。
- 3 サービスが中止になった場合のキャンセル料は、「重要事項説明書」に定めるとおりです。

第7条（料金の変更）

- 1 利用者は、事業者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料及び食費等の単価の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が、料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく「契約書別紙」を作成し、相互に取り交わすものとします。

第8条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、1週間の予告期間において、文書で通知することにより、この契約を解除することができます。但し、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情が発生した場合、予告期間が1週間以内の通知であっても、この契約を解除することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情が発生した場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において、理由を記載した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 3 次の事由に該当した場合には、利用者は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - （1）事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - （2）事業者が守秘義務に反した場合
 - （3）事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

4 次の事由に該当した場合には、事業者は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

(1) 利用者が、正当な理由なくサービス中止をしばしば繰り返した場合、又は、利用者の入院、入所、病気により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが、明らかになった場合。

5 次の理由に該当した場合は、この契約を自動的に終了します。

(1) 利用者が介護保険施設に入所した場合

(2) 利用者のよう介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

(3) 利用者が亡くなった場合

(4) 事業者が事業を廃止した場合

第9条（利用者側の禁止事項）

利用者及びその関係者は、サービス従業者に対する以下の行為を固く禁じます。

(1) つねる、叩く、殴るなど身体に向けられた暴力

(2) 怒鳴る、脅す、威圧するなどにより精神的圧迫を加える行為

(3) 体を触る、触らせるその他サービス従業者に向けて卑猥な言動をとるセクハラ行為

(4) 誹謗中傷その他業務と無関係にサービス従業者の人格を攻撃する行為

(5) 計画にないサービスあるいはサービス外の労働を強要する行為

(6) 事業所内規違反となる業務中の飲食、金銭の受託等を強要する行為

(7) その他サービス従業者が平穩に業務を行うことを困難にさせる行為

第10条（禁止行為への対応）

利用者及びその関係者から、サービス従業者に対して第9条に定める禁止行為がなされた場合、事業所は以下の対応をとることを、利用者はあらかじめ了承するものとします。

(1) 利用者の家族へのハラスメント行為の報告

(2) 担当サービス従業者の交代

(3) 主治医、保険者、警察等の関係機関とハラスメント対応協議のための情報提供

(4) サービス提供の一時的停止

第11条（契約の解除）

利用者に以下の事由があったとき、事業所は本契約を解除することができるものとします。

1 利用料を3ヶ月以上滞納し、督促を受けても支払わないとき

2 事業者のサービス従業者に対して以下の行為を行い、警告を受けた後もこれ中止しなかったとき

(1) つねる、叩く、殴るなど身体に向けられた暴力

- (2) 怒鳴る、脅す、威圧するなどにより精神的圧迫を加える行為
- (3) 体を触る、触らせるその他サービス従業者に向けて卑猥な言動をとるセクハラ行為
- (4) 誹謗中傷その他業務と無関係にサービス従業者の人格を攻撃する行為
- (5) 計画にないサービスあるいはサービス外の労働を強要する行為
- (6) 事業所内規違反となる業務中の飲食、金銭の受託等を強要する行為
- (7) その他サービス従業者が平穩に業務を行うことを困難にさせる行為

第12条（秘密保持等）

- 1 事業者、事業者の使用する者（以下「職員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、他の第三者へ漏洩させん。（以下「守秘義務」という。）
尚、この守秘義務は、契約終了後といえども、継続されます。
- 2 事業者及び職員は、利用者又はその家族の同意に基づき、サービス担当者会議及び地域包括支援センター等（以下「他のサービス提供者」という。）に、必要な情報を提供することができるものとします。但し、他のサービス提供者等も、守秘義務の責に任ずるものとします。

第13条（賠償責任）

- 1 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に、損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。
- 2 利用者及びその家族が、故意又は重大な過失により、施設、職員、他の利用者等に損害を及ぼした場合、その損害を賠償請求することがあります。

第14条（緊急時の対応）

事業者は、短期入所生活介護等の提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかにかかりつけ医（主治医）に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第15条（連携）

事業者は、短期入所生活介護等の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス並びに福祉サービスを提供する関係者等の、密接な連携に努めます。

第16条（相談・苦情等）

事業者は、利用者よりの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、短期入所生活介護等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第17条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法及び関係法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

第18条（裁判管轄）

利用者と事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となった場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を、第一審管轄裁判所とすることを、予め合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者双方が署名押印の上、各1通ずつ保有するものとします。

契約締結年月日 令和 年 月 日

事業者

（事業者名） 社会福祉法人 徳宗福祉会
ショートステイ 香照苑
（事業者番号 姫路市指定 2873400457）

（住 所） 兵庫県姫路市香寺町須加院338番地506

（代表者氏名） 理事長 田 仲 勝

利用者

（住 所） _____

（氏 名） _____

代理人・身元引受人

（住 所） _____

（氏 名） _____

（続 柄） _____

（電話番号） _____